
上場外国投資信託に係る外国証券取引口座約款中「諸料金等」に係る規定の取扱いについて
営業ルール照会制度に基づく照会及び回答

日証協 平15.8.6

本協会は、上場外国投資信託に係る外国証券取引口座約款中「諸料金等」に係る規定の取扱いに関し、営業ルール照会制度に基づく照会を受けた事項について、8月6日、照会を行った会員に対し回答を行うとともに、その内容を内部管理統括責任者及び特別会員内部管理統括責任者に通知（日証協（市外）15第16号）した。

照会事項及び本協会の回答は、それぞれ以下のとおりである。

照会事項

上場外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信投資法人法」という。）第2条第28号に規定する外国投資信託のうち、同法第58条第1項に基づく内閣総理大臣への届出が行われている外国投資信託の受益証券であって、外国の有価証券市場に上場し、同市場において継続的に取引が行われているものをいう。以下同じ。）について、外国取引（売買注文を外国の有価証券市場に取り次ぐ取引をいう。以下同じ。）及び国内における店頭取引を行う場合には、外国証券取引口座約款第20条（特別会員にあっては同第12条）第3号及び第4号に規定される諸料金のうち「ファンド所定の手数料」が存在せず、また、外国取引においては別途「所定の取次手数料」が発生することから、当該約款の規定と異なる取扱いとなることにつき、顧客と別途契約を締結することは、協会規則に抵触しないと解してよいか。

また、その場合、顧客に対して上場外国投資信託の外国取引等に係る諸料金の徴収については外国証券取引口座約款と異なる取扱いとする旨を記載した書面を交付（電磁的方法による交付を含む。以下同じ。）し、当該顧客から異議が無ければ同意を得たものとして取り扱う方法を採用することも、同様に協会規則に抵触しないと解してよいか。

照会事項に関する考え方

現行の外国証券取引口座約款第20条（特別会員にあっては同第12条）第3号及び第4号に規定する手数料に係る規定は、外国投資信託証券（外国投資信託受益証券及びオープン・エンド型の外国投資証券をいう。）のうち、外国株式と同様に外国の有価証券市場において継続的に取引が行われているものについて、協会員が売買の取次ぎ等を行うことを想定した規定振りとはなっていない。

しかし、昨今の状況に鑑みるに、株価指数に連動する現物拋出型の海外ETFや主として不動産に投資を行う海外REIT等の発行者が、我が国の投信投資法人法第58条第1項に基づく内閣総理大臣への届出を行った場合には、一部の協会員が当該外国投資信託について、顧客からの外国取引等の注文を執行することは想定し得る状況にあると考えられるため、当該約款の規定と異なる取扱いとなることについて顧客との間で同約款の一部変更契約を別途締結することには、合理的な理由があると考えられる。

本件に係る約款変更は、売買の取次ぎ注文の執行等を行った際に適正なサービスの対価としての手数料を徴収するための技術的な変更契約であり、その内容は顧客の従来の権利を制限する若しくは顧客に新たな義務を課すものではない。また、上場外国投資信託を販売する都度、個々の顧客から契約書に署名、捺印を求め、その差入れを受ける方法も考えられるが、当該手続きは協会員における事務負担及び当該手続きに係る費用が過大となるほか、顧客からの契約書の徴求漏れに伴う法的リスクを発生させる

ことも懸念される。

したがって、本件につき顧客と別途契約を締結する場合には、外国証券取引口座約款第 33 条第 1 項（特別会員にあっては同第 24 条第 1 項）に基づく「同約款の変更通知」として、上場外国投資信託の外国取引等に係る諸料金の徴収について外国証券取引口座約款と異なる取扱いとする旨を記載した書面（サイドレター）を外国証券内容説明書に同封送付する等の方法により当該顧客に交付し、当該顧客から異議が無ければ同意を得たものとして取り扱う方法を採用することについても、問題はないものと考えられる。

< 回答 >

貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

サイドレターは、本来は売買取引の約定日までに交付すべきものであるが、顧客に対して外国証券内容説明書に同封送付する等約定日以後に交付する場合には、当該サイドレターの内容について、あらかじめ顧客に対し口頭により説明を行い、当該顧客の同意を得ておく必要があることに留意すること。

上場外国投資信託は、現行法令においては、当該外国投資信託の受益証券の発行者が投信投資法人法第 58 条第 1 項に基づく内閣総理大臣への届出が行われたもののみ、協会員が取り扱うことが可能であることに留意すること。

上場外国投資信託の販売又は売却に係る勧誘が、投資信託受益証券等の乗換えの勧誘に当たる場合には、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」第 10 条第 8 号に規定する重要事項について、顧客に説明を行う必要があることに留意すること。

対象となる証券が、オープン・エンド型の外国投資証券の場合には、上記文中「外国投資信託」とあるのは「外国投資法人」と、「（投信投資法人法）第 2 条第 28 項に規定する外国投資信託」とあるのは「第 2 条第 29 項に規定する外国投資法人」と、「（投信投資法人法）第 58 条第 1 項に基づく内閣総理大臣への届出」とあるのは「第 220 条第 1 項に基づく内閣総理大臣への届出」と、「受益証券」とあるのは「オープン・エンド型の外国投資証券」と読み替えるものとする。

上場外国投資信託の発行者においては、投信投資法人法第 59 条において準用される同法第 33 条に基づく運用報告書が作成されることから、協会員は外国証券取引口座約款第 18 条第 2 項（特別会員にあっては同第 10 条第 2 項）に基づく「決算に関する報告書その他の書類」を顧客あて送付する必要があることに留意すること。

本件については、外国証券取引口座約款を改正し、すべての顧客との契約関係を変更するよりも、当該ファンドを購入する投資者についてのみ別途契約を締結する方が、協会員及び投資者双方の利益になるものと考えられることから、個別に判断したものであるが、今後の市場の動向により、約款の改正を行うことがあることに留意すること。

以 上